

岡山大学病院有料広告掲載等取扱内規

制定 平成20年9月24日

(趣旨)

第1条 この取扱内規は、国立大学法人岡山大学有料広告掲載等取扱要項（平成20年9月2日学長裁定。以下「取扱要項」という。）に定めるもののほか、岡山大学病院（以下「病院」という。）における広告の掲載等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(募集)

第2条 広告掲載にあたっては、原則として募集を行うものとする。

(病院長が不相当であると認める広告)

第3条 取扱要項第3条第3項第11号に規定する病院長が不相当であると認める広告は、医療及び教育研究の場としての病院にふさわしくないものとし、執行部会議において審議するものとする。

(広告掲載枠を超える申込みがあった場合の掲載)

第4条 広告掲載枠を超える申込みがあった場合において、取扱要項第8条第2項ただし書の規定に基づき病院長が特に必要と認めたときには、次の各号を考慮し、広告を掲載するものとする。

- 一 公的性格を有する企業等の広告
- 二 県内に事業所等（本社、支店、営業所、店舗等）を有するものの広告
- 三 広告掲載期間が長い広告
- 四 広告掲載の申込み受理順

(審査)

第5条 取扱要項第6条に規定する広告掲載の決定、第13条に規定する広告掲載の取消し等その他広告の掲載等の取扱いについては、必要に応じて執行部会議において審議するものとする。

(事務)

第6条 病院における広告の掲載等に関する事務は、事務部関係各課室の協力の下、総務企画課において処理する。

附 則

この内規は、平成20年9月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。